

No. 1057 (2019. 5.28)

## メガ FTA の動向

はじめに

I メガ FTA とは

II メガ FTA 交渉開始の背景

III メガ FTA 交渉の経緯

IV TPP11、日 EU・EPA の内容と日本への  
影響

V メガ FTA の課題

おわりに

キーワード：TPP、日 EU・EPA、RCEP、TTIP

- 2018年12月に TPP11 が、2019年2月に日 EU・EPA がそれぞれ発効した。現在交渉中の RCEP 等も含めて、これらの協定はメガ FTA と呼ばれ、2013年頃に交渉が一斉に本格化して以降、動向が注目されてきた。
- メガ FTA 交渉が始まった背景として、1990年代以降のグローバル・バリュー・チェーンの形成、GATT/WTO 交渉の長期化・停滞や二国間 FTA の急増といった国際貿易に関する動向が挙げられる。
- 発効した二つのメガ FTA の協定内容には、関税削減のほか、先進的な分野のルールが多数盛り込まれている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

経済産業課 かくた しょうたろう 角田 昌太郎

## はじめに

2018 年、日本の参加する複数の自由貿易協定 (Free Trade Agreement: FTA)<sup>1</sup> 交渉において大きな動きが見られた。3 月には TPP11<sup>2</sup>、7 月には日 EU 経済連携協定 (日 EU・EPA) の署名が行われ、TPP11 は 12 月 30 日に、日 EU・EPA は翌 2019 年 2 月 1 日に発効した。一方、東アジア地域包括的経済連携 (Regional Comprehensive Economic Partnership: RCEP) についても 2018 年内の合意を目標に会合を重ねられたが、合意には至らなかった。

これらのいわゆる「メガ FTA」は、国際貿易の自由化及び先進的なルール作りを推進する新たな取組として 2013 年頃に一斉に交渉が本格化したものであるが、2016 年に米国のトランプ (Donald Trump) 政権が誕生し、その保護主義的な通商政策が各国に影響を与えるようになると、保護主義に対する防波堤という役割も期待されるようになった。本稿ではメガ FTA のうち、日本が関わった TPP、日 EU・EPA、RCEP と、トランプ政権発足以前に米国・EU 間で交渉が行われていた環大西洋貿易投資パートナーシップ (Transatlantic Trade and Investment Partnership: TTIP) について、その背景や直近の動向を整理する。

## I メガ FTA とは

「メガ FTA」という用語については、統一的な定義はないものの「一般的に、主要な国を含むと共に多くの国々が参加する FTA である」<sup>3</sup>などと理解されている。こうしたメガ FTA の特徴に関して、ジュネーブ国際高等問題研究所のボールドウィン (Richard Baldwin) 教授は、環太平洋や環大西洋など広域的に多くの国々が参加する FTA を「メガ・リージョナル (mega-regionals)」、EU・カナダや日本・EU といった経済規模の大きな二者 (国や地域) 同士による FTA を「メガ・バイラテラル (mega-bilaterals)」という用語で表し、大別している<sup>4</sup>。本稿ではこのボールドウィン教授の考え方に倣い、「メガ FTA」という言葉を

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019 年 4 月 26 日である。また、その他の情報も同日までのものを基にしている。

<sup>1</sup> 外務省は、締約国・地域間における物品・サービス貿易の自由化を主な目的とする協定を FTA、FTA の内容に加え、政府調達などの各種経済制度の調和等も含むより包括的な協定を EPA (Economic Partnership Agreement. 経済連携協定) と定義して両者を区別し、日本は EPA を推進してきたとしている (「経済連携協定 (EPA) / 自由貿易協定 (FTA)」2019.4.12. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/>>)。しかし、諸外国・地域において FTA と呼ばれる協定は、物品・サービス貿易以外の分野も含んでいるのが一般的であり、外務省が定義する EPA と実質的な差はない。こうした実態を踏まえ、本稿では、締約国・地域間における経済上の連携を促進する協定一般を FTA と表記し、日本が締結した個々の FTA に言及する必要がある場合に、EPA 等、各協定に固有の名称を用いることとする。

<sup>2</sup> 本稿では原則として、2016 年 2 月 4 日に署名が行われた米国参加の TPP (Trans-Pacific Partnership. 環太平洋パートナーシップ) を「TPP12」、米国が離脱した後 2018 年 3 月 8 日に署名が行われた CPTPP (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定) を「TPP11」と呼称し、区別する。交渉過程や協定内容等の説明において、両者をまとめて呼称する必要がある場合等は、単に「TPP」とする。

<sup>3</sup> 浦田秀次郎「メガ FTA と WTO—競合か補完か—」『国際貿易と投資』増刊, 2015.10, pp.14-29.

<sup>4</sup> Richard Baldwin, “WTO 2.0: Global governance of supply-chain trade,” *Policy Insight*, No.64, December 2012. CEPR Website <<http://repository.graduateinstitute.ch/record/15559/files/PolicyInsight64.pdf>>; リチャード・ボールドウィン (遠藤真美訳)『世界経済 大いなる収斂—IT がもたらす新次元のグローバリゼーション—』日本経済新聞出版社, 2018, p.298. (原書名: Richard Baldwin, *The Great Convergence*, 2016.)

これら二つの概念の総称として用いる。TPP や RCEP はメガ・リージョナル、日 EU・EPA はメガ・バイラテラルに属する事例である<sup>5</sup>。

メガ FTA の締結により巨大な規模の経済圏が成立し（表 1）、域内でのモノ、サービス、ヒトの移動が活発になることが期待されている。

表 1 各メガ FTA の規模概要（GDP、人口は 2017 暦年）

	交渉参加国・地域	GDP 総額		総人口		交渉の状況
		(兆ドル)	対世界シェア(%)	(億人)	対世界シェア(%)	
TPP12	日本、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、カナダ、米国、メキシコ、ペルー、チリ	30.1	37.6	8.3	11.0	締結済み
TPP11	上記から米国を除いた 11 か国	10.6	13.3	5.1	6.7	発効済み
日 EU・EPA	日本、EU	22.2	27.7	6.4	8.5	発効済み
RCEP	日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド、ASEAN 10 か国	25.5	31.8	35.8	47.5	交渉中
TTIP	米国、EU	36.9	46.0	8.4	11.1	交渉停止

(注) ASEAN10 か国は、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス。

(出典)“World Economic Outlook Database,” April 2019. IMF Website <<https://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2019/01/weodata/index.aspx>>; “World Development Indicators.” World Bank Website <<http://datatopics.worldbank.org/world-development-indicators/>> 等を基に筆者作成。

## II メガ FTA 交渉開始の背景

メガ FTA 交渉は、いずれも 2000 年代後半頃から検討が始まっている。本章では国際貿易に関する 1990 年代以降の展開を踏まえ、メガ FTA の交渉開始に至る経緯を確認する。

### 1 グローバル・バリュー・チェーンの形成

1990 年代頃から、特に東アジア地域においてグローバル・バリュー・チェーンの形成が進んだ。グローバル・バリュー・チェーンとは、製造業などにおける生産工程が国内外に分散していく国際的な分業体制を指す<sup>6</sup>。

1980 年代までの製造業においては、生産工程が主に先進国の国内に集約され、国家間の取引は、最終財（完成品）の一方向的な貿易が中心であった。しかし、1980 年代後半以降、先進国企業が労働集約的な生産工程を近隣の発展途上国に移すことにより国際分業が進展し、双方向の中間財貿易が活発化した。この変化の要因としては、情報通信技術の発達に

<sup>5</sup> TTIP は正式名称に「環大西洋（transatlantic）」という文言を冠しており、ボールドウィン教授はメガ・リージョナルに区分しているが、米国と EU の二者によるメガ・バイラテラルとしても捉えられる。

<sup>6</sup> 三菱総合研究所『「グローバル・バリュー・チェーン分析に関する調査研究」報告書 平成 23 年度総合調査研究』2012. <[http://warp.da.ndl.go.jp/collections/NDL\\_WA\\_po\\_print/info:ndljp/pid/11223892/www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/2012fy/NDL\\_WA\\_po\\_E002254.pdf](http://warp.da.ndl.go.jp/collections/NDL_WA_po_print/info:ndljp/pid/11223892/www.meti.go.jp/meti_lib/report/2012fy/NDL_WA_po_E002254.pdf)>

より、複雑なプロセスを遠く離れた場所から調整するコストが下がった点が指摘されている。その結果、一部の発展途上国において工業化が進み、それらと先進国の生産拠点を結ぶグローバル・バリュー・チェーンが形成されていった<sup>7</sup>。

先進国企業がこの国境を超えた生産網を効率的に運営するためには、投資保護、貿易円滑化、知的財産権保護といった非関税分野における制度の整備が必要となる<sup>8</sup>。こうした国際貿易におけるルールの整備は、本来 GATT (General Agreement on Tariffs and Trade) 及びその後継機関である WTO (World Trade Organization) が担う課題であるが、次項に述べるように、1990 年代以降、GATT/WTO は当該整備を十全に行えない状況に陥っていた。

## 2 GATT/WTO ラウンドの長期化・停滞

国際貿易に関するルールを取り扱う国際機関である WTO は、1995 年に GATT を引き継ぐ形で設立された。1948 年に適用が始まった GATT は、もともとは第 2 次世界大戦後の国際貿易機関 (International Trade Organization: ITO) 設立構想が挫折した結果、暫定的に適用された協定であったが、ジュネーブに事務局を置いて準国際機関的な位置付けとなり、ラウンド (多国間貿易自由化交渉) を通じて多国間における貿易障壁の削減・撤廃と貿易ルールの整備を行ってきた。

WTO 体制においては、サービス貿易等に関する新たな協定や、GATT に比べ強力な紛争解決手続といった要素が加わったが、GATT 時代に引き続き多国間の貿易自由化を推進する役割も期待された。しかし、GATT 時代最後のラウンドであるウルグアイ・ラウンド (1986～1994 年) の時点で交渉の長期化が目立っており、WTO 設立後の 2001 年 11 月に開始したドーハ・ラウンドは、当初の妥結目標である 2005 年から 10 年以上が経過した現在も、合意の見通しが立っていない。GATT/WTO の多国間交渉が長期化・停滞した要因としては、加盟国・地域が増加する中<sup>9</sup>、全会一致の原則や一括受諾方式<sup>10</sup>といった制度が重荷となっている点、主要国と途上国の対立が表面化した点などが挙げられている<sup>11</sup>。

このため、GATT/WTO は、グローバル・バリュー・チェーンの形成といった 1990 年代以降の国際貿易の変化に機動的に対応することができなかった。そうした中、国際分業体制の実態に適合するルールを構築する手段として、主に二国間で FTA が活用されるようになった。

<sup>7</sup> ボールドウィン 前掲注(4), pp.104-138; 安藤光代「東アジアの生産ネットワーク拡大の現状」石川幸一ほか編著『メガ FTA 時代の新通商戦略—現状と課題—』文眞堂, 2015, pp.161-171. グローバル・バリュー・チェーン形成の要因としては上記のほか、冷戦の終結に伴い中国や中東欧への直接投資が拡大したこと等も挙げられる (高富康介ほか「スロー・トレード—世界貿易量の伸び率鈍化—」『BOJ Reports & Research Papers』2016.10, p.13. <[https://www.boj.or.jp/research/brp/ron\\_2016/data/ron161020a.pdf](https://www.boj.or.jp/research/brp/ron_2016/data/ron161020a.pdf)>).

<sup>8</sup> 石川城太「FTA の一考察—理論的側面を中心に—」2016.3.10. 経済産業研究所ウェブサイト <<https://www.rieti.go.jp/jp/events/bbl/16031001.html>>; 中川淳司「メガ FTA の時代—その背景と日本の通商政策の課題—」『国際問題』632 号, 2014.6, pp.1-4.

<sup>9</sup> WTO の加盟国は設立当初 (1995 年) は 128 か国、本稿執筆時は 164 か国 (“Members and Observers,” WTO Website <[https://www.wto.org/english/thewto\\_e/whatis\\_e/tif\\_e/org6\\_e.htm](https://www.wto.org/english/thewto_e/whatis_e/tif_e/org6_e.htm)>).

<sup>10</sup> 一括受諾 (Single Undertaking) とは、ラウンド交渉を一つのパッケージとして捉え、全ての交渉分野において合意が形成されない限りは、何も合意できていないとする方式を指す。

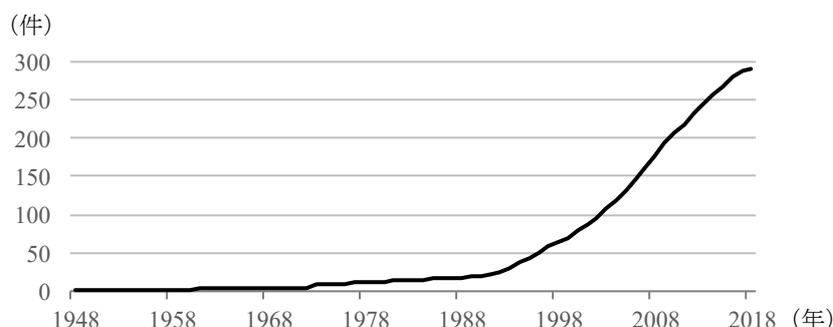
<sup>11</sup> 梶田朗・安田啓編著『FTA ガイドブック 2014』ジェトロ, 2014, pp.2-23; 馬田啓一「メガ FTA 時代の WTO—その新たな役割—」石川幸一ほか編著『FTA 戦略の潮流—課題と展望—』文眞堂, 2015, pp.3-17 等を参照。

### 3 FTA の急増

FTA は、WTO 協定の原則である最恵国待遇の例外として位置付けられる。最恵国待遇とは、WTO 加盟国の A 国が B 国に対してある製品の関税率削減といった有利な待遇を約束した場合、B 国以外の全ての WTO 加盟国にも同様の待遇を適用しなければならない（つまり、B 国のみ優遇することはできない）というものである<sup>12</sup>。この原則の例外として、GATT 第 24 条では、構成地域間での関税等制限的通商規則が「実質上のすべての貿易について廃止されている」<sup>13</sup>こと等を条件に、自由貿易地域の設定を認めている。一般に、この自由貿易地域の形成を目的とする協定を FTA と呼んでいる。

全加盟国間で交渉が行われる GATT/WTO と異なり、利害対立の少ない二国間ないし複数国間で交渉が行われる FTA は、合意までに多くの時間をかけずに済むとされている。1990 年代以降、前述したグローバル・バリュー・チェーンの形成によって国際分業が進展したことに伴い、世界中で FTA の締結が活発化した（図）。

図 FTA の数の推移（関税同盟を含む）



(出典) WTO, “Regional Trade Agreements Information System (RTA-IS).” <<https://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>> を基に筆者作成。

急増した FTA の中でも特筆すべき協定が、1994 年に米国、カナダ、メキシコ間で発効した北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement: NAFTA）である。NAFTA には物品貿易の自由化に加え、投資自由化、知的財産権保護、紛争解決処理など当時としては先進的な協定項目が多数盛り込まれており、以降に締結された FTA には NAFTA をモデルとした例も多く見られる<sup>14</sup>。各参加国の経済規模が大きく、北米地域にまたがる巨大な経済圏を形成する協定であることから、メガ FTA の先駆けとも捉えられている<sup>15</sup>。

欧州では、既に 1968 年には欧州経済共同体（European Economic Community: EEC）設立条約に基づく関税同盟<sup>16</sup>が完成していたが、1993 年にはこれを発展させる形で市場統合が

<sup>12</sup> 経済産業省通商政策局編『不公正貿易報告書 2018 年版』2018, p.133.

<sup>13</sup> 「関税及び貿易に関する一般協定 第三部」2016.9.5. 外務省ウェブサイト <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page1w\\_000138.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page1w_000138.html)> 「実質上のすべての貿易」について明確な判断基準は定まっていないが、関税品目数の 9 割以上とする解釈が主流となっている（梶田・安田編著 前掲注(11)）。

<sup>14</sup> 浦田秀次郎ほか編著『FTA ガイドブック 2007』ジェトロ, 2007, pp.186-204.

<sup>15</sup> 中富道隆「メガ FTA の時代のグローバルバリューチェーンへの包括的対応—通商戦略の観点から」『RIETI Policy Discussion Paper Series』13-P-016, 2013.8, p.32. <<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/13p016.pdf>>

<sup>16</sup> 関税同盟（Customs Union）とは、FTA の締結国・地域が当事者以外に対して互いに共通の関税や貿易障壁を設定する協定を指す（梶田・安田編著 前掲注(11)）。

実現し、EU が誕生した<sup>17</sup>。対外的にも、1994～99 年には中・東欧 10 か国と EU 加盟を前提とした FTA を含む欧州協定<sup>18</sup>を締結するなど、周辺国・地域との貿易自由化が促進された<sup>19</sup>。

アジアでは、1992 年に、初の FTA となる ASEAN 自由貿易地域 (ASEAN Free Trade Area: AFTA) の設立が合意に至った。以降段階的に域内の関税削減を進めた ASEAN は、2000 年代には、周辺の主要国である中国、インド、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、日本と相次いで FTA 交渉を行い、いずれの国とも FTA を締結、発効させている。これらの協定は「ASEAN+1」型の FTA と総称され、これらを統合する広域 FTA として RCEP 交渉が提唱された<sup>20</sup>。

ただし、FTA には世界の貿易自由化を阻害する側面もあることが指摘されている。具体的には、FTA 締結先以外に効率的に生産が行える国があっても、輸入先や国際分業先として FTA を締結している国が優先されるため、生産の効率性が犠牲になる可能性がある点が挙げられる。また、FTA ごとに原産地規則<sup>21</sup>が異なることにより、最適な国際分業の実現を阻害する可能性も挙げられる<sup>22</sup>。2000 年代以降に進展するメガ FTA (特にメガ・リージョナル) 交渉は、局所的な FTA 締結で生じるこのような問題を、広域にわたって締結することで解消しようとする動きであるとも捉えられる<sup>23</sup>。

### III メガ FTA 交渉の経緯

メガ FTA 交渉の契機となったのは、2006 年に発効し、TPP として拡大していくことになる P4 協定 (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership) である。シンガポール、ブルネイ、ニュージーランド、チリの 4 か国によるこの FTA は、経済的には小規模ながら、東南アジアとオセアニア、南米を結ぶ地域横断的な協定であり、かつ新規加入のための条項を設けているという点が特徴的であった<sup>24</sup>。

この協定が注目を集めたのは、2008 年に米国が P4 との交渉を開始すると表明したこと

<sup>17</sup> EU は域内の市場統合のほか、1994 年にはスイスを除く EFTA (European Free Trade Association) 諸国との間に、双方にまたがる広範な共同市場を目指す経済領域として EEA (European Economic Area) を発足させている (『EU 関連用語集』2018.11.13. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/keyword.html>>).

<sup>18</sup> 中・東欧の旧社会主義諸国に対し EC が示した多角的な支援の枠組みであり、「加盟指導・援助付きの FTA」とも表現されている (岩城成幸「東方拡大と中・東欧経済」国立国会図書館調査及び立法考査局『拡大 EU—機構・政策・課題—総合調査報告書—』(調査資料 2006-4) 2007, pp.77-93. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000914\\_po\\_077-093.pdf?contentNo=8](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000914_po_077-093.pdf?contentNo=8)>).

<sup>19</sup> 浦田ほか編著 前掲注(14), pp.224-238; 伊藤白「EU の FTA 政策—EU・EPA 交渉に向けて—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』793 号, 2013.6.21. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8224777\\_po\\_0793.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8224777_po_0793.pdf?contentNo=1)>

<sup>20</sup> 田中葉採兒「ASEAN の FTA 政策」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』792 号, 2013.6.21. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8224775\\_po\\_0792.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8224775_po_0792.pdf?contentNo=1)>

<sup>21</sup> 原産地規則とは、貿易で取り扱われる物品の「国籍」を判定するために用いられるルールを指す。各 FTA において定められた原産地規則の条件を満たしていない物品は、その FTA の特惠待遇 (関税削減等) を受けられない (経済産業省通商政策局編 前掲注(12), p.257.)。

<sup>22</sup> 石川 前掲注(8)

<sup>23</sup> 中川 前掲注(8)

<sup>24</sup> “Trans-Pacific Strategic Economic Partnership agreement.” New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade Website <<https://www.mfat.govt.nz/assets/FTAs-agreements-in-force/P4/Full-text-of-P4-agreement.pdf>> 新規加入については、Article 20.6: Accession において定められている。

による<sup>25</sup>。米国の P4 接近は、2006 年に同国が APEC の将来的目標として提唱したアジア・太平洋自由貿易地域（Free Trade Area of the Asia Pacific: FTAAP）構想への足掛かりと捉えられ、実際に 2008 年 11 月にはペルーとオーストラリアが参加の意向を表明するといった形で参加国を増やしていった<sup>26</sup>。2010 年 3 月にはこの 7 か国にベトナムを加えた 8 か国で閣僚会合が行われており、通常、これ以降の交渉が TPP 交渉と呼ばれている<sup>27</sup>。

2013 年 3 月には日本が TPP 交渉への参加を表明し、7 月から会合に加わっている。また、TPP と同様に 2000 年代から検討が進められてきた複数のメガ FTA についても 2013 年は節目の年となり、日 EU・EPA は 4 月、RCEP は 5 月、TTIP は 7 月に交渉を開始している。以下では、これらのメガ FTA 交渉の経緯を概観する。

## 1 TPP

一斉に交渉が本格化したメガ FTA 交渉の中で、最初に成果を上げたのは TPP であった。日本を含め 12 か国となった参加国の交渉は、2015 年 10 月には大筋合意、2016 年 2 月 4 日には署名に至った<sup>28</sup>。

しかし、2016 年 11 月の米国大統領選においてトランプ氏が勝利したことで TPP を取り巻く状況は一変した。かねてより TPP を米国にとっての「最大の脅威」と評して離脱を主張していた<sup>29</sup>トランプ氏は、大統領就任から間もない 2017 年 1 月 23 日に、TPP からの「永久離脱」を米国通商代表部（Office of the United States Trade Representative: USTR）に指示する大統領覚書に署名した<sup>30</sup>。TPP の漂流も危ぶまれる中<sup>31</sup>、残る 11 か国は 2017 年 3 月、5 月の閣僚会合を経て、米国抜きの TPP、すなわち TPP11 の締結を目指して交渉を行うことで合意した<sup>32</sup>。

2017 年 7 月以降に首席交渉官会合が重ねられ、同年 11 月の閣僚会合では 11 か国の大筋合意が確認された。この際に、新協定の正式名称が「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」であることも公表された<sup>33</sup>。この時点ではカナダが文化例外規定

<sup>25</sup> 米国は、2008 年 2 月にまず投資と金融サービスのみへの参加を表明し、同年 9 月に全分野での交渉に参加することで合意した。

<sup>26</sup> 水野亮「米国が APEC 大の FTA に乗り出した」『ジェトロセンサー』59 巻 699 号、2009.2、pp.66-67; 渡邊頼純「WTO 体制とメガ FTA—アジア太平洋地域の市場統合と多国間貿易体制—」石川ほか編著 前掲注(7)、pp.3-22.

<sup>27</sup> 内閣官房「TPP 協定交渉の現状（説明資料）」2013.4. <[https://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2013/5/130509\\_setsume\\_i\\_update-02.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2013/5/130509_setsume_i_update-02.pdf)> 等を参照。

<sup>28</sup> 米国離脱前の TPP の交渉経緯等については、小池拓自・田中菜採児「TPP の概要と論点 総論—環太平洋パートナーシップ協定署名を受けて—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』901 号、2016.3.18. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9914186\\_po\\_0901.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9914186_po_0901.pdf?contentNo=1)> を参照のこと。

<sup>29</sup> 「2016 米大統領選 TPP 離脱を主張 トランプ氏 米経済に「最大の脅威」」『日本経済新聞』2016.6.29、夕刊。

<sup>30</sup> “Presidential Memorandum Regarding Withdrawal of the United States from the Trans-Pacific Partnership Negotiations and Agreement,” January 23, 2017. White House Website <<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/presidential-memorandum-regarding-withdrawal-united-states-trans-pacific-partnership-negotiations-agreement/>>

<sup>31</sup> TPP12 は発効の要件として、全参加国が署名から 2 年以内に批准できない場合、GDP の合計が全参加国の 85%以上を占める 6 か国以上の批准を必要としているため、米国の批准抜きに発効することはできない（“Chapter 30: Final Provisions.” New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade Website <<https://www.mfat.govt.nz/assets/Trans-Pacific-Partnership/Text/30.-Final-Provisions.pdf>> 当該規定は Article 30.5 の第 2 項）。

<sup>32</sup> 菅原淳一「TPP11 署名と今後の展望」『みずほインサイト』2018.2.15. <<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/pl180215.pdf>>

<sup>33</sup> 「TPP : CPTPP に正式名称変更」『毎日新聞』2017.11.12.

の拡充<sup>34</sup>を主張する等積み残しの事項もあったが、2018年1月には解消し<sup>35</sup>、同年3月8日にチリのサンティアゴで署名が行われた<sup>36</sup>。

TPP11の協定内容はTPP12の条文の大部分を包摂しているが、知財分野などの22項目は凍結された。凍結項目の多くはTPP12の交渉時における米国の主張を反映した箇所であり、米国が復帰した際に適用を開始することが想定されている<sup>37</sup>。

TPP11の発効には参加国中6か国の国内手続完了が必要であったが、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダに続き、2018年10月31日にオーストラリアが国内手続完了の旨を寄託国であるニュージーランドに通報したことにより当該要件が満たされ、同日から60日後の2018年12月30日にTPP11は発効した。この6か国に続き、ベトナムは2018年11月15日に国内手続の完了を通報し、2019年1月14日に適用を開始した。残る4か国についても各国内の手続が完了すれば、寄託国に通報した日から60日後に発効する運びとなる。また、2019年1月の閣僚級会合では新規加入についての手続が決定しており、今後、TPP11に関心を示しているタイやコロンビア、英国といった国々から加入申請があった場合、11か国との間で交渉が行われる<sup>38</sup>。

## 2 日 EU・EPA

日 EU・EPA 交渉は2013年4月に開始されたが、関税など複数分野での協議の難航が報じられ、当初目標とされていた2016年内の合意が危ぶまれる状況が続いていた。さらに、2016年6月には交渉をリードしてきた英国がEUからの離脱(Brexit)を選択したため、交渉の行方に対して不透明感が一層強まった。

しかし、2016年11月の米国大統領選でトランプ氏が勝利したことにより、TPP・TTIP交渉の先行きが不透明となると、かえって日 EU・EPAの早期妥結への機運が高まりを見せた<sup>39</sup>。日 EUの双方がトランプ政権への危機感を共有したことや、英国のEU離脱前に協定を発効させたいというEUの思惑が交渉の促進要因となったためである<sup>40</sup>。交渉は2017年7月6日に大枠合意、同年12月8日には妥結に達し、2018年7月17日に東京で署名が行われた<sup>41</sup>。日 EU双方が2018年12月中に国内手続を終えたため、2019年2月1日に協定は発効した<sup>42</sup>。

<sup>34</sup> 文化例外規定とは、自国文化を保護・育成するため、書籍や映像、音楽などの文化産業を自由貿易の原則から除外し、外資の規制等を行えるようにするもの(「文化保護・対米警戒 板挟み」『産経新聞』2018.1.23.)。この問題については、協定発効後にカナダが各国とサイドレター(補足文書)を取り交わすことで合意した。

<sup>35</sup> 「TPP11 日本、説得奏功 突き放しと配慮…カナダ軟化」『読売新聞』2018.1.26。

<sup>36</sup> 「TPP11 カ国署名 早期発効へ国内手続き」『日本経済新聞』2018.3.9, 夕刊。

<sup>37</sup> 菅原淳一「CPTPPが年末に発効」『みずほインサイト』2018.11.1. <<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/pl181101a.pdf>>; 川瀬剛志「TPP11(CPTPP)協定の法構造」『JCAジャーナル』65巻6号, 2018.6, pp.3-11。

<sup>38</sup> 「TPP: 拡大図る 閣僚会合、新規加盟手続き決定」『毎日新聞』2019.1.20。

<sup>39</sup> 植田大祐「EUのFTA政策と日EU経済連携協定の概要」国立国会図書館調査及び立法考査局『岐路に立つEU—総合調査報告書—』(調査資料2017-3)2018, pp.171-185. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11055944\\_po\\_20180316.pdf?itemId=info%3Andljp%2Fpid%2F11055944&contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11055944_po_20180316.pdf?itemId=info%3Andljp%2Fpid%2F11055944&contentNo=1)>

<sup>40</sup> 「「合意」なぜ急ぐ? 想定される日欧EPAと通商・政治日程」2017.12.11. 時事ドットコムウェブサイト <[https://www.jiji.com/jc/graphics?p=ve\\_pol\\_seisaku-tsusyo20171211j-03-w560](https://www.jiji.com/jc/graphics?p=ve_pol_seisaku-tsusyo20171211j-03-w560)>

<sup>41</sup> 「米なきFTA 加速 日欧EPA署名」『日本経済新聞』2018.7.18等。

<sup>42</sup> 「日欧EPA発効 データや知財 ルールを先導」『日本経済新聞』2019.2.1等。なお、交渉において日欧の折り合いがつかなかったISDS(Investor-State Dispute Settlement. 投資家と国との間の紛争解決)条項については交渉妥結の際に日EU・EPAから切り離され、協議が継続されることとなった(植田 前掲注(39))。

### 3 RCEP

RCEP の交渉は 2013 年 5 月に始まり、当初 2015 年内、その後 2016 年内の合意が目指されたが難航し、いずれも翌年以降に合意が先送りされた<sup>43</sup>。

2017 年には ASEAN が改めて早期合意に意欲を示し、2018 年に入ってから日本がこれを支持したこともあり、2018 年 7 月 1 日に東京で開かれた閣僚会合では、年内の大筋合意に向けて交渉を加速させる方針で各国が一致した<sup>44</sup>。その後の交渉の結果、それまで 18 分野中 2 分野のみだった合意済分野が 7 分野まで増えたものの、主要分野の多くでは参加国間の溝が依然として埋まらず、結局合意は 2019 年に先送りされた<sup>45</sup>。

参加国同士の対立の中でも特に大きなものとしては、インドが中国に対して関税削減を拒んでいることが挙げられる。インドは対中国貿易において巨額の赤字（同国の 2017 年貿易赤字全体の約 4 割）を抱えており、関税削減によってこれ以上赤字額を増やしたくないという事情がある。このほか、知的財産や電子商取引等の分野では、日本やオーストラリア、ニュージーランドが質の高い合意を目指す一方で、中国等が消極的な姿勢を示すという対立が続いている<sup>46</sup>。

今後、RCEP 交渉は 2019 年秋の首脳会談を目途に合意を目指すものと見られているが、2019 年に入ってから 4 月までにタイやインドネシア、インドで国政選挙が行われているほか、日本でも同年 7 月に参議院議員通常選挙が予定されており、スケジュール上、年内の合意は困難との見方がある<sup>47</sup>。

### 4 TTIP

前述のように、米国・EU 間で行われていた TTIP 交渉は TPP と同様、トランプ大統領就任による大きな影響を受けた。

TTIP の交渉は 2013 年 7 月に始まり、2016 年 10 月までに 15 回の交渉ラウンド（会合）が行われた。協議内容としては、物品・サービスの市場開放のほか、米欧の規制協力（基準・認証制度の互換性強化）等の分野が注目を集めた<sup>48</sup>。工業品の関税撤廃に関する交渉の大部分を終了するなど、交渉は一定の進展を見せていたが、トランプ政権成立後には新たな交渉ラウンドは行われていない<sup>49</sup>。欧州委員会のマルムストロム（Cecilia Malmström）通商担当委員はトランプ政権成立直後の 2017 年 1 月 31 日、TTIP 交渉が停止状態にあるとの見解を示している<sup>50</sup>。

しかし、TPP とは異なり、トランプ政権は TTIP 交渉からの離脱を明言していない。米国

<sup>43</sup> 「年内合意へ課題山積 RCEP 閣僚会合」『日本経済新聞』2018.7.2.

<sup>44</sup> 「RCEP、年内合意へ機運 日本、積極姿勢に転換」『日本経済新聞』2018.7.7.

<sup>45</sup> 菅原淳一「RCEP 交渉年内実質妥結見送り」『みずほインサイト』2018.11.15. <<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/pl181115.pdf>>

<sup>46</sup> 同上

<sup>47</sup> 「RCEP 開幕 好機逃し議論“漂流”も」『日刊工業新聞』2019.2.20.

<sup>48</sup> 安田啓「TTIP（米 EU・FTA）のインパクト」石川ほか編著 前掲注(7), pp.69-81.

<sup>49</sup> 日本貿易振興機構（ジェトロ）ブリュッセル事務所・海外調査部欧州ロシア CIS 課「「EU 米国の包括的貿易投資協定（TTIP）」に関わる交渉進捗状況と交渉を取り巻く課題」2016.12. <[https://www.jetro.go.jp/ext\\_image/s/Reports/01/723de77d2afdbf30/20160095.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_image/s/Reports/01/723de77d2afdbf30/20160095.pdf)> 等を参照。

<sup>50</sup> 「欧州委、「米国との TTIP 交渉は停止状態」との見解示す」『ビジネス短信』2017.2.1. 日本貿易振興機構（ジェトロ）ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/02/335e3140b2e95c06.html>>

のロス（Wilbur Ross）商務長官は、これまでに何度か TTIP 交渉再開の可能性を示唆している<sup>51</sup>。また、2018 年 7 月には米政権の保護主義的な通商政策を受けて、欧州委員会のユンカー（Jean-Claude Juncker）委員長とトランプ大統領が会談を行い、「自動車以外の工業品に関する関税・非関税障壁・補助金の撤廃」といった通商関係の強化に向けて新たに交渉を行うと発表した<sup>52</sup>。一部報道ではこの新たな交渉において TTIP 交渉の内容が部分的に引き継がれる可能性が示唆されている<sup>53</sup>。USTR はこの発表を受け、貿易促進権限（Trade Promotion Authority: TPA）法に基づき EU との貿易協定交渉開始の意思を米議会に通知しており<sup>54</sup>、また 2019 年 1 月には交渉目的についての文書を公表している<sup>55</sup>。

#### IV TPP11、日 EU・EPA の内容と日本への影響

前述のように、本稿で取り上げたメガ FTA のうち、TPP11 及び日 EU・EPA は既に発効している。I 章で述べたゴールドウィン教授の区分では、TPP11 がメガ・リージョナル、日 EU・EPA がメガ・バイラテラルに該当しており、両協定の内容には、この区分に則したそれぞれの特徴が見られる。本章ではそうした両協定の内容の相違を紹介し、両協定が日本に及ぼす経済効果についても整理する。

##### 1 協定内容の比較

全体の構成は、TPP11<sup>56</sup>が全 30 章、日 EU・EPA が全 23 章と異なるものの、協定に盛り込まれたルールの分野は大きくは変わらず、両者とも WTO プラス<sup>57</sup>と呼ばれる先進的な分野を広範にカバーしている（表 2）。TPP11 では物品貿易の章とは別に繊維分野の章が、また、サービス貿易の章とは別に金融サービスや電気通信<sup>58</sup>の章が設けられているが、これら

<sup>51</sup> Jacob M. Schlesinger 「ロス米商務長官の WSJ インタビュー、5 つのポイント」『ウォール・ストリート・ジャーナル日本版』2017.4.26; Richard Bravo and Julia Chatterley, “Trump Is Willing to Reopen TTIP Amid EU-U.S. Trade Dispute, Ross Says,” *Bloomberg*, March 29, 2018. <<https://www.bloomberg.com/news/articles/2018-03-29/trump-willing-to-reopen-ttip-amid-eu-u-s-trade-spat-ross-says>>

<sup>52</sup> 「EU 米国首脳会談、摩擦から協調の道探る共同声明」『ビジネス短信』2018.7.26。日本貿易振興機構（ジェトロ）ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/07/12cfe7d11611929b.html>>

<sup>53</sup> Gina Chon, “Breakingviews: Trump and Juncker revive Obama-era trade goals,” *Reuters*, July 26, 2018. <<https://www.reuters.com/article/us-usa-trade-breakingviews/breakingviews-trump-and-juncker-revive-obama-era-trade-goals-idUSKBN1KF31S>>

<sup>54</sup> “Trump Administration Announces Intent to Negotiate Trade Agreements with Japan, the European Union and the United Kingdom,” October 16, 2018. USTR Website <<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/october/trump-administration-announces>>

<sup>55</sup> USTR, “United States-European Union Negotiations: Summary of Specific Negotiating Objectives,” January 2019. <[https://ustr.gov/sites/default/files/01.11.2019\\_Summary\\_of\\_U.S.-EU\\_Negotiating\\_Objectives.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/01.11.2019_Summary_of_U.S.-EU_Negotiating_Objectives.pdf)>

<sup>56</sup> TPP11 の協定本則は 7 か条と短い、その第 1 条において TPP12 の条文の大部分を組み込むと規定している。本項で言及する TPP11 の章立ては、この組み込まれた条文の章立てを指す。

<sup>57</sup> 国際ルールの先進的な分野については、WTO 協定に既に含まれる分野の深化を「WTO プラス」、WTO 協定には含まれていない分野を「WTO エキストラ」と区別する場合もある。

<sup>58</sup> 電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定めている。サービスの貿易に関する一般協定（General Agreement on Trade in Services: GATS）や従来の EPA を越える新しい規律も設けられ、電気通信事業者の海外展開の促進や消費者の利便向上等が期待されている（「TPP 協定の章ごとの内容」内閣官房ウェブサイト <[https://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp\\_kyoutei.html](https://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp_kyoutei.html)>）。

はいずれも米国が参加する FTA の特徴とされる<sup>59</sup>。他方、日 EU・EPA にも補助金<sup>60</sup>や企業統治(コーポレート・ガバナンス)<sup>61</sup>といった、TPP11 には設けられていない章が含まれる。

表2 TPP11 と日 EU・EPA との章立て比較

章の内容	TPP11	日 EU・EPA	章の内容	TPP11	日 EU・EPA
総則	1	1	国有企業	17	13
物品貿易	2, 4 (繊維)	2	知的財産	18	14
原産地規則	3	3	企業統治	-	15
税関、貿易円滑化	5	4	労働	19	16
貿易救済	6	5	環境	20	
衛生植物検疫 (SPS)	7	6	協力、能力開発	21	-
貿易の技術的障害 (TBT)	8	7	競争力及びビジネス円滑化	22	-
投資	9		開発	23	-
サービス貿易	10, 11 (金融), 13 (電気通信)	8	中小企業	24	20
電子商取引	14		規制	25	18
ビジネス関係者の一時入国	12		農業協力	-	19
資本移動	-	9	透明性	26	17
政府調達	15	10	紛争解決	28	21
競争政策 (反トラスト)	16	11	運用、制度	27	22
補助金	-	12	例外	29	-
			最終規定	30	23

(注) TPP11 では資本移動について、投資章の中で規定されている。

(出典) 外務省ウェブサイト等を基に筆者作成。

物品貿易の自由化について両協定を比較すると、品目数ベースで日本側の関税撤廃率は工業製品がいずれも 100%<sup>62</sup>、農林水産品については TPP11 が約 83%、日 EU・EPA が約 82%<sup>63</sup>と同水準になっている。日本への輸入品について品目別に対応を比べると、TPP11 で

<sup>59</sup> 安田啓「TPP 協定と比較した場合の日 EU・EPA の特徴」2018.2.14. 日本貿易振興機構 (ジェトロ) ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2018/02/10b9b214dcb19198.html>>

<sup>60</sup> WTO の補助金協定では輸出補助金及び国内産品優先補助金の二つを禁止補助金と規定しているが、日 EU・EPA では①金額・期間の制限なく企業の債務を保証する補助金、②経営破綻した企業に対して、再建計画の提出なしに付与される補助金、のいずれかで、貿易投資に著しい悪影響を及ぼすものも禁止するなど、WTO ルールの拡張が行われている (安田啓「日 EU・EPA に見る標準化ルール」2017.10.16. 同上 <<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2017/10/589c5a9f1f8e4784.html>>)。

<sup>61</sup> 上場企業の情報開示、株主の権利、経営者及び取締役会から株式保有者に対する説明責任等に関する基本的要素について規定している (羽生田慶介・福山章子「日 EU・EPA 交渉のビジネス影響」2017.8.18. デロイト トーマツウェブサイト <<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/strategy/articles/cbs/japan-eu-epa.html>>)。

<sup>62</sup> 経済産業省「TPP11 について」2018.12. <[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade/downloadfiles/tpp/20181227001.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade/downloadfiles/tpp/20181227001.pdf)>; 外務省経済局「日 EU 経済連携協定 (EPA) に関するファクトシート」2017.12.15. <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000270758.pdf>>

<sup>63</sup> 農林水産品についての両者の数字は、HS コード (輸出入統計品目番号) を HS2017 に統一した場合のもの (「日 EU・EPA における農林水産物の関税交渉の結果概要」2017.9. 農林水産省ウェブサイト <[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta\\_kanren/attach/pdf/20181119JPTariffElimination.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/attach/pdf/20181119JPTariffElimination.pdf)> を参照)。

はコメについてオーストラリアに輸入枠を設定（日 EU・EPA では協定以前の水準を維持）<sup>64</sup>、日 EU・EPA ではワインへの関税を即時撤廃（TPP11 では 8 年目に撤廃）<sup>65</sup>とするなど、自由化を重視する品目について両協定では多少の違いが見られる。

さらに、一部の協定内容においては、両者のメガ FTA としての性質の違いを見て取ることができる。メガ・リージョナルである TPP11 は、サプライチェーンの発展・強化等について定めた章（競争力及びビジネスの円滑化）を設けたほか、貿易の技術的障害（Technical Barriers to Trade: TBT）<sup>66</sup>の章において分野別の附属書を設けるなど、ビジネスの実践を意識した内容を多数盛り込んでいる。また、参加国が多様であり、一部分野においては国際ルールの導入状況がまちまちである等の理由から、既存のルールに参加国の足並みをそろえることに主眼が置かれている。他方、先進国・地域同士のメガ・バイラテラルである日 EU・EPA では、既存のルールに関する両者の齟齬が少ないため、これまでの協定では規定されてこなかった内容に踏み込んだ分野も多い。例えば、政府調達分野では、TPP11 の場合 11 か国中 7 か国が WTO 政府調達協定（Agreement on Government Procurement: GPA）に未加盟であるため、全加盟国が GPA に準拠した公共調達ルールに合意することを主目的としている。他方、日 EU・EPA では双方とも GPA に加盟しているため、GPA への上乗せとなる入札条件の新たな規定を盛り込んでいる。また、上述の TBT 分野においても、TPP11 では WTO・TBT 協定を部分的に組み込むにとどまるが<sup>67</sup>、日 EU・EPA では同協定を網羅的に組み込んだ上で、国際規格の定義の明確化という新たな課題に取り組んでいる<sup>68</sup>。

## 2 経済効果

2017 年 12 月に日本政府は、日 EU・EPA と TPP11 が発効した場合の中長期的な経済効果について、試算を公表している<sup>69</sup>。このうち実質 GDP への影響について、2015 年に行われた TPP12 の経済効果試算<sup>70</sup>と比べた場合、米国が抜けたことにより TPP 自体の経済効果は 2.59%増から 1.49%増へと低下している。一方で、日 EU・EPA の効果が 0.99%増であることから、TPP11 と日 EU・EPA の経済効果を合わせることで、TPP12 並の効果が得られるとも報じられている<sup>71</sup>。

両協定の試算結果は併せて一つの資料として公表されたが、試算は別々に行われているため

<sup>64</sup> 「TPP 分野別ファクトシート 1. 農林水産分野」内閣官房ウェブサイト <[https://www.cas.go.jp/jp/tpp/kouka/pdf/151224/161122\\_tpp\\_bunyabetsu01.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/tpp/kouka/pdf/151224/161122_tpp_bunyabetsu01.pdf)>; 農林水産省「日 EU・EPA における農林水産物の交渉結果概要①（EU からの輸入）」2017.12. <[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta\\_kanren/f\\_eu/attach/pdf/index-53.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/f_eu/attach/pdf/index-53.pdf)>

<sup>65</sup> 「日 EU・EPA 酒類等に係る大枠合意の内容」外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000286938.pdf>>; 「TPP 分野別ファクトシート 8-2. 食品分野（酒類）」内閣官房ウェブサイト <[https://www.cas.go.jp/jp/tpp/kouka/pdf/151224/151224\\_tpp\\_bunyabetsu08-2.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/tpp/kouka/pdf/151224/151224_tpp_bunyabetsu08-2.pdf)>

<sup>66</sup> 各国の基準・認証制度（工業製品の規格等）について、国産品と輸入品を差別的に扱う場合や、両者を同様に規律していてもそれが過剰な規制である場合等において、当該制度が貿易制限的な効果を持ち得ることを指す（経済産業省通商政策局編 前掲注(12), p.263.）。

<sup>67</sup> WTO・TBT 協定は WTO 全加盟国に適用される協定であるため、TPP の TBT 章が協定の水準を満たしていないことについて問題視する声もある（『ジェトロ世界貿易投資報告 2017 年版』pp.79-81.）。

<sup>68</sup> 安田 前掲注(59); 同 前掲注(60) 日 EU によるこうした新たなルール作りについては、WTO 交渉等の国際的な議論を主導する狙いがあると指摘されている（『日本経済新聞』前掲注(42)）。

<sup>69</sup> 内閣官房 TPP 等政府対策本部「日 EU・EPA 等の経済効果分析」2017.12.21. <[https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tori-kumi/pdf/20171221\\_eutpp\\_bunseki.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tori-kumi/pdf/20171221_eutpp_bunseki.pdf)> 貿易や投資の拡大と、それに伴う生産性の向上等の影響を経済モデルで試算したもの。

<sup>70</sup> 内閣官房 TPP 政府対策本部「TPP 協定の経済効果分析」2015.12.24. <[https://www.cas.go.jp/jp/tpp/kouka/pdf/151224/151224\\_tpp\\_keizaikoukabunseki02.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/tpp/kouka/pdf/151224/151224_tpp_keizaikoukabunseki02.pdf)>

<sup>71</sup> 「新 TPP 成長後押し 日 EU・EPA 合算」『読売新聞』2017.12.22.

双方の輸入品同士の競合は想定されておらず、この点について批判的に論じる向きもある<sup>72</sup>。また、両試算においては農林水産物の国内生産額について、関税削減等による価格低下に伴う減少が見込まれているが<sup>73</sup>、国内生産量については支援施策<sup>74</sup>により維持されることを前提としており、この前提が崩れた場合、国内農林水産業への打撃がより大きくなる可能性もあると懸念されている<sup>75</sup>。

## V メガ FTA の課題

FTA は、締結が活発化した 1990 年代以来、二国間で結ばれるものが主であった。しかし、国際化が進む企業のサプライチェーンに対しては、二国間の FTA ではその全域をカバーできず、また、複数の FTA でカバーしたとしても、FTA ごとに原産地規則等が異なるためルールの不整合が起きるおそれがあった。これに対し、メガ FTA（特にメガ・リージョナル）はより広域でルールの統一を図るため、サプライチェーンの国際化（グローバル・バリュー・チェーンの進展）を支える手段として二国間 FTA の限界を克服する可能性があるとして期待されていた<sup>76</sup>。しかし、広域をカバーするとはいえメガ FTA も特定国の間で合意される協定であるため、以下の点が課題として挙げられる。

まず、複数のメガ FTA が同一の地域を包含してしまう問題が考えられる。実際に、TPP11 と RCEP では参加国が多数重複している。この場合、重複する参加国間においては異なる貿易ルールが併存することになる。広域でルールの統一を図るという観点からは、この事態は望ましいとは言えない<sup>77</sup>。

また、メガ FTA に参加できない国においても問題が生じる。その多くは後発開発途上国である。そうした国は、メガ FTA のルールが適用されていないという理由から、今後企業がサプライチェーンの国際化を進めるに当たって、分散先としての候補から外されてしまう可能性が高い。その結果、後発開発途上国の低開発と貧困が一層深刻化することが懸念される<sup>78</sup>。こうした事態を防ぐためには、メガ FTA において作られたルールが後発開発途上国においても適用できるように、本来は WTO において多国間のルールとして定立することが必要である。しかし、前述のようにルールを策定する交渉フォーラムとしての WTO は機能不全に陥っているため、メガ FTA のルールを多国間ルールとして定立する筋道は見えないのが現状である<sup>79</sup>。

<sup>72</sup> 同上

<sup>73</sup> 農林水産物の品目別の試算については、農林水産省「農林水産物の生産額への影響について（日 EU・EPA）」2017.12. <[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/eu\\_epa/attach/pdf/index-17.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/eu_epa/attach/pdf/index-17.pdf)>; 同「農林水産物の生産額への影響について（TPP11）」2017.12. <<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/attach/pdf/index-13.pdf>> を参照。

<sup>74</sup> 政府は 2015 年度以降 4 年連続で、3000 億円を超える TPP 等関連対策費を農林水産関係補正予算に計上している（「2 次補正予算 農林水総額 5027 億円 TPP 関連対策 3188 億円」『日本農業新聞』2018.12.13.）。この対策費については、本予算に計上すべきであるという批判も出ている（「補正予算、緊急性に疑問符」『朝日新聞』2018.2.2 等）。

<sup>75</sup> 「日欧 EPA、産地は警戒 10 府県「TPP11 超える打撃」 きょう署名」『朝日新聞デジタル』2018.7.17.

<sup>76</sup> なお、メガ FTA がサプライチェーンの国際化を促進した場合にも、一部の産業にマイナスの影響が出る可能性は考えられる。日本においてメガ FTA に関する農業分野の懸念があるほか（同上）、米国でも TPP12 の交渉時には自動車業界が強い抵抗を示していた（「車部品関税、15 年で撤廃 TPP 日米協議」『日本経済新聞』2015.10.9 等）。

<sup>77</sup> 山下一仁「「中国」に惑わされず、RCEP より TPP 拡大を」『WEBRONZA』2018.6.27.

<sup>78</sup> 中川 前掲注(8)

<sup>79</sup> 中川淳司「多国間貿易体制の行方」『国際問題』677 号, 2018.12, pp.41-49.

## おわりに

前述のように、2017年以降、米国トランプ政権の保護主義的な政策が国際通商動向に大きな影響を及ぼしている。その中でも、米国 FTA の再交渉・新協議がメガ FTA にとっての逆風となっている。NAFTA の再交渉は 2018 年 9 月に合意に至ったが、新協定として今後各国の議会で批准される予定の米国・メキシコ・カナダ協定（United States-Mexico-Canada Agreement: USMCA）には、締約国が中国等の非市場経済国と FTA を結ぶことを阻害する条項が盛り込まれており、メガ FTA の締結・拡大に悪影響が出る懸念されている<sup>80</sup>。

メガ FTA 交渉が本格化した 2013 年当時、米国は国際貿易の自由化やルール作りを先導する立場にあった。同国は FTAAP という目標を実現するため TPP 交渉を主導し、EU との間でも TTIP 交渉による新たなルール作りを目指していた。しかし、トランプ政権の成立によって米国は保護主義の傾向を強め、そうした交渉に背を向けてしまった。その一方で、TPP が日本の調整等によって発効にこぎつけ、また日 EU・EPA 交渉では先進的なルール作りが積極的に行われており、国際貿易の自由化・ルール形成における日本の存在感が増していると言える。

2019 年 4 月に開始した日米物品貿易協定（Trade Agreement on goods: TAG）交渉<sup>81</sup>は、保護主義に転じた米国と、現在もメガ FTA を推進する日本が意見を交わすという構図になっている。そのため TAG 交渉は、今後の国際通商動向が米国の保護主義の波に飲まれるか、それともメガ FTA 拡大の流れを継続するかの試金石として見ることもできる。二つの発効済メガ FTA によって米国の輸出者は対日貿易で不利な状況に置かれることから、交渉では米国の態度の軟化が期待される一方、交渉が難航すればかえって米国の強硬な姿勢を招く可能性も指摘されており<sup>82</sup>、行方が注目される。

<sup>80</sup> 例えば、日米間の協定に同様の条項が盛り込まれた場合、日本と中国が参加する RCEP 交渉に支障が出る懸念されている（西濱徹「RCEP 交渉は今年も交渉妥結に至らず」『Asia Trends』2018.11.15. <<http://gro.up.dai-ichi-life.co.jp/dlri/pdf/macro/2018/nishi181115rcep.pdf>>）。

<sup>81</sup> 「日米 まず物品中心に交渉で合意」『朝日新聞』2019.4.16, 夕刊等を参照。

<sup>82</sup> 菅原 前掲注(37)